

兵庫県中小企業事業再開支援事業 よくあるご質問

1 制度概要

Q 1 どのような制度か？

A 1 事業者が従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染防止などに対して支援するものです。

2 補助対象者

Q 1 対象者は？

A 1 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主

主たる事務所（本社）が県外にあっても、県内の事業所は対象となります。

注) 国や他の自治体、または本県が実施する同種の事業で、同一経費（同一の領収書）を用いた重複申請は対象外です。

Q 2 中小法人とはどのような事業者ですか？

A 2 中小企業基本法に基づく中小企業者の要件に該当する法人です。学校法人、NPO 法人等各種法人についても下記のいずれかの要件を満たす場合は対象とします。

業 種	中小企業者（下記のいずれかをみたすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 小売業	5,000 万円以下	50 人以下
② サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
③ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
④ 製造業その他	3 億円以下	300 人以下

※ 対象外

- ・政治団体、宗教上の組織・団体

【参考：別事業の問い合わせ先】

- ・医療機関（病院・診療所・訪問看護ステーション・助産所）、施術所、薬局、介護施設・事業所、障害施設・事業所における感染症対策への支援
→ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局（078-362-3056）
- ・児童福祉施設（保育所、認定こども園）における感染症防止対策への支援
→ 各市町保育担当課へ
- ・宿泊施設における感染防止対策への支援 → （公社）ひょうご観光本部（078-361-7661）
- ・バスにおける感染症防止対策への支援 → 交通政策課（078-362-3885）
- ・船舶における感染症防止対策への支援 → 港湾課（078-362-9274）

Q 3 業種として、いわゆる風俗営業法に規定される風俗営業(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど)や性風俗関連特殊営業を営む者は、この支援金の対象となるのか。

A 3 感染拡大防止の観点から行う事業であり、業種を限定していないので対象になる。ただし、暴力団等反社会的勢力に関係するものは対象外です。

Q 4 創業後間もない事業者は申請できますか？

A 4 令和2年9月30日までに開業届を提出された方は対象となります。

Q 5 休業要請事業者経営継続支援金をもらったが、中小企業事業再開支援金も申請できるのか。

A 5 申請は可能です。

Q 6 農家、漁業者は補助対象になるのか。

A 6 個人事業主として申請可能です。(申請時に確定申告書の提出が必須)

Q 7 同一の代表者が2つ以上の会社を経営しているが。

A 7 別会社であれば、原則としてそれぞれで申請することが可能です。
ただし、同一経費(同一の領収書)を用いて重複申請することはできません。

Q 8 同じ場所で複数の会社を経営しているが。

A 8 別会社であれば、原則としてそれぞれで申請することが可能です。
ただし、同一経費(同一の領収書)を用いて重複申請することはできません。

Q 9 (コンビニ等)フランチャイズ店舗の店長だが申請可能か。

A 9 個人事業主として、ご自身で確定申告をしていれば申請可能です。

3 補助対象経費

Q 1 対象経費は？

A 1 従業員の安全を確保する観点から、事業所において感染拡大を予防するために必要な経費が対象となりますが、判断に迷うものは審査の際に対象外と判断される場合がありますので、明確に感染防止対策のためといえるものを申請してください。
※ 明らかに感染防止のためとはいえないもの(例：熱中症対策のための水、浄水器等)は対象外です。

(対象となる例)

内容	補助対象経費の例
資材費	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員のためのマスク ○消毒液 ○消毒液用スプレーボトル ○除菌ウエットティッシュ ○漂白剤 ○衛生手袋 ○空気清浄機のフィルター ○その他除菌効果のある資材
設備・備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○飛沫感染防止対策のためのアクリル板 ○透明ビニールシート ○パーティション ○従業員や顧客に感染防止を呼びかけるための告知に必要な掲示ボード ○空気清浄機 ○加湿器（空気清浄機能付き） ○エアコン（換気や空気清浄、除菌機能付き） ○扇風機 ○サーキュレーター ○除菌の状況を確認するための機器 ○消毒液等を生成する機器 ○足踏み式消毒液スタンド ○キャッシュレス決済機器 ○テレワーク導入のために必要な費用（パソコン、タブレット、WEBカメラ、モニター、マイク、ヘッドフォン、スピーカー、Wi-Fi ルーター、専用システム等購入費〔月額払いは期間内のみ対象〕、インターネットや電話回線導入費や初期契約費、初期設定費） ○塾や各種教室等で導入するオンライン授業で使用する講師が使用するパソコンやWEBカメラ ○飲食店等におけるセルフオーダー用タブレットまたはセルフオーダー用タブレットとシステム導入費のセット（システム導入費単独は不可）
改装・修繕工事費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所内の換気設備の導入工事（換気や空気清浄、除菌機能付きエアコンを含む） ○換気対策を目的とした窓やドア等の増設や修繕工事 ○事務室内の壁等の簡易な改修工事（壁紙の抗菌化等が対象。壁の新設等大規模な工事は対象外） ○換気扇の導入・更新工事 ○空気清浄機付きエアコンや換気ダクト等の清掃や除菌加工 ○トイレの抗菌または非接触型への改修工事（便座、洗浄、洗面用水栓） ○壁等の抗菌加工コーティング
委託費・外注費 (4/7~9/30までの分)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の消毒作業委託に要する経費 ○感染拡大防止を呼びかける内容が記載されたホームページのデザイン外注費
リース料 (4/7~9/30までの分)	<ul style="list-style-type: none"> ○空気清浄機、換気設備のリース料 等
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策済みであることを告知するためのチラシ、ポスターの印刷費（自身で製作する場合の、インク代、用紙代、黒板やホワイトボード購入費も対象）

Q 2 エアコンは補助対象なのか？

A 2 換気機能、空気清浄機能があれば補助対象とします。領収書でこれらの機能が分からない場合は、当該機能がついていることを示す資料（カタログ、取扱説明書の該当ページのコピー）を申請書に同封して下さい。

Q 3 資材を発注したら納期が数ヶ月後と言われたが申請可能か。

A 3 補助対象期間の間に、発注、納品、支払いが必要です。納品が10月1日以降であれば対象外となりますので、ご注意ください。

Q 4 自分で感染防止のための用品を作るために、材料を調達したいと考えているが補助対象になるのか。

A 4 材料費は補助対象になるが、レシート、領収書に「〇〇〇を製作するため」など用途を明記してください。

4 補助金額、補助対象期間

Q 1 補助額は？

A 1 税抜き価格で補助額以上の事業を実施（物品等を購入）した場合に、以下の額を定額で支給

	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円

（補助額10万円の個人事業主が9万円の経費を支出しても、補助金は支給されない）

Q 2 補助対象期間は？

A 2 令和2年4月7日（火）（兵庫県緊急事態宣言）～令和2年9月30日（水）までです。
上記期間に補助対象となる物品等を発注（契約）、納品、支払い、または、リース等し、その期間内の支払いを示す領収書が必要となります。

Q 3 クレジットカード払いの場合の必要書類は？

A 3 以下の①～③（または④）の全ての書類が必要です。

①領収書

②カード利用明細書（プリントアウトしたもので可）

③カードの利用金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー
（「電子通帳引き落とし明細」も可）

※ カードの名義人は「法人名（個人事業主の場合は屋号）＋代表者名または社員名」または「代表者名」であることが必要です（代表者以外の個人名義カードは不可）

【①、②で事業内容が分からない場合】 ⇒ ④請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるものでコピー可）も必要です。

Q 4 銀行振り込みやネットバンキングによる支払いの場合の必要書類は？

A 4 以下の①～②（または③）の全ての書類が必要です。

①領収書

②振り込み控え（プリントアウトしたもので可）または、通帳の振込金額が引き落とされたことが確認できるページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）

【①、②で事業内容が分からない場合】 ⇒ ③請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）（コピー可）

Q 5 リース料はどこまで認められるのか。

A 5 利用期間及び支払いが令和2年4月7日～令和2年9月30日の分が対象です。

5 募集期間

Q 1 募集期間は？

A 1 令和2年6月30日(火)～令和2年9月30日(水)に郵送で受け付けています。

※ 郵送先も県HP、勤労福祉協会HPで周知

6 申請手続き

Q 1 申請手続きは？

A 1 県HPまたは勤労福祉協会HPから申請書類をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、添付資料と一緒に郵送してください。感染防止の観点から、持参による申請は受け付けません。

なお、申請書類は、最寄りの県民局商工労政担当課、商工会議所、商工会、信用金庫でも配布します。

Q 2 申請に必要な書類は？

A 2 ①申請書（誓約書）

②代表者の本人確認書類

③活動実績のある事業者であることを証明する書類

（確定申告書1ページ目のコピー（受付印のあるもの）、又は開業届のコピー）

④領収書・レシートの原本（購入等したものの明細を添付のこと）

⑤振込銀行口座のコピー（見開きページ）

Q 3 交付申請書など申請書類がうまくダウンロードできない。切手を貼った返信用封筒を送るので一式郵送してもらえないか。

A 3 郵送での申請書類の提供は行っていません。最寄りの県民局や商工会議所、商工会、信用金庫でも配布（申請書現物がない場合は、インターネットから印刷して配布）していますのでお立ち寄りください。

Q 4 申請は先着順なのか。

A 4 予算額の上限に達し次第、受付は終了となりますので、早めの申請をおすすめします。

7 領収書

Q 1 領収書・レシートは原本が必要なのか？

A 1 実績に対する補助であること、誤って重複した申請を防ぐこと等から、原本を確認させていただきます。

原本の返却が必要な方は、原本に併せてコピー1部、返却先住所等を記載し返用切手を貼付した封筒を同封して下さい。なお、事務の都合上、普通郵便での返信とさせていただきます。

また、領収書・レシートの原本には確認印を、封筒には「料金不足分受取人払い」スタンプを押させていただきますのでご了承下さい。

Q 2 インターネットで購入した場合の領収書はWebからのプリントアウトで良いか。

A 2 プリントアウトしたもので良いです。

Q 3 領収書・レシートが見当たらない。

A 3 領収書・レシートがない場合、支払いの確認が取れないので受付することはできませんので、購入先に発行を依頼してください。

ただし、クレジットカード払いや銀行振り込み、ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして以下の書類で申請可能です。

【クレジットカード払いの場合（①～③全て）】

①カード利用明細書（プリントアウトしたもので可）

※ カードの名義人は「法人名（個人事業主の場合は屋号）＋代表者名または社員名」または「代表者名」であることが必要です（代表者以外の個人名義カードは不可）

②カードの利用金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）

③請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）（コピー可）

【銀行振り込みやネットバンキングによる支払いの場合（①～②全て）】

- ①振り込み控え（プリントアウトしたもので可）または、振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）
- ②請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）
（コピー可）

Q 4 Web申請を受け付ける補助制度では、エビデンスは基本写真で提出している。本制度の場合、領収書・レシートは写真で送付してはいけないのか。

A 4 実績に対する補助であること、誤って重複した申請を防ぐなど、補助金の適正な執行を行うために、領収書・レシートの原本の添付をお願いしています。ご協力をお願いします。

Q 5 領収書やレシートに商品一式としか記載されておらず、何を購入したか証明できない。

A 5 「一式」のみの記載だと内容が確認できないため、購入内容を証明できるものが無い場合は申請できません。

Q 6 領収書に補助対象以外のものも混在して記載されている。

A 6 対象となるものに「○」をつけてください。

8 経費の支払い

Q 1 ポイント払いをしたが申請可能か。

A 1 ポイント以外の申請者が負担した金額については申請可能です。
（ポイント分は申請対象外）

Q 2 電子マネーでの支払いは可能か。

A 2 現金での支払いをおすすめします。

やむなく電子マネーを利用した場合、ポイント以外の申請者が負担した金額が明示されている領収書(原本)が発行されていなければ補助できませんのでご注意ください。(電子マネーの利用明細では受付できません)。

9 補助金の振込

Q 1 ゆうちょ銀行口座の記号・番号では振り込めないのか？

A 1 三井住友銀行を通じて振込みますので、ゆうちょ銀行口座の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が必要です（記号・番号では振り込むことができません）。通帳見開きに、振込用の店名・預金種目・口座番号が印字されていることをご確認下さい。印字されていない場合、郵便局窓口で記帳してもらえます。

Q 2 補助金交付決定通知が出ないとのことだが、どうやって補助金が決定することを確認するのか。

A 2 指定口座への補助金の振り込みをもって交付決定通知といたします。振り込み後に通帳記入すると「ケンジギョウサイカイシエン」と印字されますのでご確認をお願いします。

※ 7/16～7/27 の振込分は、「コウキサダンホクジンヒョウゴケンキウフクシヨウカイ」と表示されます。

10 確定申告書

Q 1 確定申告書は何を提出すれば良いか。

A 1 【個人事業主】⇒確定申告書AまたはB（第一表）

【中小法人】⇒法人税確定申告書（別表一）

【給与所得があり（サラリーマン）、副業で個人事業主】

⇒確定申告書B（第一表）

※電子申告の場合は、①上記書類と②電子申告の受信通知（メール詳細）

（電子申告では税務署受付印が無いため、①と②両方が必要です。）

Q 2 収益のない事業（NPO法人、一般社団法人等）のため確定申告書が無いがどうしたら良いか。

A 2 法人設立届と決算報告書・収支報告書で申請可能です。

Q 3 確定申告書類の税務署受付印が無い（本人控えしか持っていない。また、確定申告書類を紛失したなど）。

A 3 以下の①～②の書類を提出してください。

①受付印が無い確定申告書第1表の写し

（紛失等で無い場合は、本人控えの写し。それも無い場合は、紛失した旨の一筆書き）

②【個人事業主の場合】納税通知書、還付通知書、納税証明書のいずれか

【中小法人の場合】納税証明書